

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	市内における健康増進法30条違反4件	<p>1月16日、市内の第2種施設4件において喫煙器具の設置を見かけた。健康増進法30条違反であるので撤去を指導されたい。</p> <p>(1)〇〇 あいあいあいかわらず灰皿が設置されたままであった。早く違反を吹田市民に公表すべきである。そして過料徴収もすべきである。同業他店にとっても迷惑なことである。吹田市内には未公表の受動喫煙ヘアサロンがあるというのだから。池田保健所は通報のたびに現地に見に行ってくれるが、どうして吹田市は動かないのか？</p> <p>(2)〇〇 店内で客が喫煙していた。机に灰皿も設置されていた。喫煙可能店だか知らないが、標識がなかったのも、違法だろう。健康増進法29条違反でもある。</p> <p>(3)〇〇 車庫に灰皿が3つ程設置されていた。ここは屋内(屋根があり半分以上(この場合3方向)が壁に囲まれている)に該当するので違法だ。</p> <p>(4)〇〇 出入口前に関係者用の灰皿が設置されていた。構造的に屋内の可能性があると思う。違法だ。そうでなくても健康増進法27条2項違反であろう。</p>	<p>(1)について 通報を受ける都度、現地確認を行っており、改善に向け再度助言等を行ってまいります。</p> <p>(2)について 通報を受けまして、主たる出入口に標識を提示するよう指導いたしました。</p> <p>(3)について 通報を受けまして、喫煙器具の撤去するよう助言等を行いました。</p> <p>(4)について 通報を受けまして、現地確認を行い、管理権原者に対し、設置場所について検討いただくよう助言をいたしました。</p>	健康まちづくり室	R6.1.19	R6.2.2
2	防災訓練参加時の配布物について	<p>本日防災訓練に参加しました。 参加者に配られたグッズに辟易。 ●賞味期限の切れた缶パン ●賞味期限が今月の非常食 ●セットに缶切りが付いてたはずのものをパラして配り缶切りがないと開けられない非常食 ●賞味期限が一年持たない水</p> <p>どうゆうつもりで配布したのか？ 試食ならそうと断りを入れるべきではないですか？と思いました。 高い市民税は何のために払っているのか?? 回答求めます。</p>	<p>1月21日に実施しました吹田市一斉合同防災訓練では、各地域の連合自治会において訓練が実施されることに合わせて、訓練参加者が各家庭での備蓄について考えていただくきっかけとしていただくよう、配布用としての備蓄食料等を市から連合自治会に提供しているもので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。また、今後の訓練においても、連合自治会が物品を配布する際に正しく趣旨を伝えていただけるよう、情報共有に努めてまいります。 なお、乾パンについては、本市から今回の訓練の機会に提供したものではありません。</p>	危機管理室	R6.1.22	R6.2.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	<p>統-89。1月17日 掲出の市HPタイトル「令和5年度 第2回第2回吹田市保健所運営協議会」での要望。</p>	<p>このタイトルでは、協議会を開催されるのか、開催済みなのかが分かりません。            ・サイトを開くと、2023年12月15日に開催済み。            ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。            ⇒広報課は、サイトの健康医療部 保健医療総務室に指導を願います。            Q1:議事録が有りません。パブコメで市民に意見募集をされるのなら、最低、議事概要が必要。            Q2:会議資料の委員名簿に、吹田市の職員の名前が記載されていません。            ⇒吹田市の感染症予防計画の今後の方針を策定するのに、出席者名は必要と考えます。            Q3:会議内容は「吹田市感染症予防計画(案)」であり、掲出の目的が分かりませんが、市HPのタイトルは、会議内容に合わされた方が良いと考えます。            ⇒添付画像。タイトル新着情報。            ※添付の画像は別メールにて送信。            ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について            資料を掲載するため、当該ページを修正したところ、上位ページも併せて更新され、新着に表示されました。ホームページ修正当時は議事録作成途中であったため、掲載には至りませんでした。現在は、議事録も完成し、公開しております。            誤解を招く修正を行い、ご迷惑をおかけしました。            Q2について            議事録に記載しております。            Q3について            今後はホームページのタイトル、関連ページが新着に表示される設定になっていないか、再度確認し、アップするようにいたします。</p>	保健医療総務室	R6.1.22	R6.2.5
4	<p>保育園の利用調整基準について</p>	<p>○保育園の利用調整基準の「自営業で、かつ就労拠点が居宅内の保護者」が-2点される項目について見直しを求めます。            本件は電話で担当者にも申し上げましたが「ご意見いただければ検討する」とのことで、電話でのお話で今年度(来年度?)に必ず検討することのご回答が得られなかったため、正式に意見として提出させていただきます。            なお、検討の際は少なくとも以下の点をご確認ください。            ・コロナにより在宅勤務が増えたことを理由に、通勤時間が1時間以上である場合の加点を廃止したこと            ・会社員であっても、ほとんど出勤することなく在宅で勤務を行う人が存在すること            ・就労拠点(事務所)が自宅内であっても、実際に仕事に費やす時間の多くが事務所外である場合があること            ・時間を裁量して昼間の時間を確保することが可能であっても、仕事や収入が減ること、代わりとして夜中や休日に仕事を行いQOLに大きな影響があること            ○電話で当方の点数をお伺いした際、選考時に市が気づいていなかった加点のミスが発覚しました。            たまたま当方の結果に影響はありませんでしたが、今後の対策をどのように実施するのか示してください。            なお、申込みの際に保護者から利用基準点を申告することも有効と考えます。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準におきましては、就労要件の場合、主に就労の継続性、拘束性、融通性等を勘案して指数を設定しているため、居宅内労働につきましては、現時点では減点項目を設けておりますが、利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有させていただきますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。            また、指数につきましては、御提出いただいた保育が必要な理由を証明する書類(勤務(内定)証明書等)を基に、雇用形態や給与体系、雇用主との関係などを考慮し、総合的に判定しております。これまでも記載内容の見落としや入力ミスを防ぐため、担当者による確認作業を実施してまいりましたが、改めて確認作業の手順を再確認するとともに、複数人での確認作業を徹底してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R6.1.29	R6.2.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	深夜23時、府営吹田藤白台住宅3棟駐車場に不審な車が止まっていて車内にいた輩に絡まれたので110番しました	<p>2024年1月19日23時頃、府営吹田藤白台住宅3棟駐車場の上の階(屋上の下)に不審な車(ナンバーは〇〇)がいました。</p> <p>この車は軽自動車で見慣れない張り紙があったので見てみると警告と書いてあり、契約者でない者が駐車しているので警察がうんぬんと書いてありました。</p> <p>するといきなりその車に乗っている輩に何してるん? コラーと言われクラクションを鳴らされました。</p> <p>驚いて見るとその車にも同じ張り紙が貼られていました。</p> <p>夜23時にエンジンをかけずと車の中にいる時点で目的が不明であり不審者であること、そしてお金を払わずに第三者が勝手に府営住宅駐車場に駐車していることは確定したのでその場を立ち去りながら即110番通報して警察官に来てもらうことにしました。</p> <p>20分経っても来る様子がないのでまた110番に電話すると警察官が来ているとのことだったので、上から様子を見ると警察官と話をしている輩の声が聞こえてきました。</p> <p>もちろんこの輩は警察官から免許を提示させられたはずで警察に住所や氏名を提供することになり、今後は警察からマークされることになったでしょうから下手なことはできなくなりましたね。</p> <p>このような事件に本当に憤慨しています。</p> <p>府営住宅駐車場に勝手に止めて管理事務所から警告の張り紙を車に貼られても居座るこのようなヤバイ輩がうろついているのに自治会は回覧も回さないし何もしない。紙を貼ったということは当然ナンバーも控えていることだろう。</p> <p>府営住宅や自治会に不審者の件を情報共有、そして回覧やエントランスでの張り紙(見慣れない車が止まっていたら110番通報と記載)をお願いします。</p> <p>当然自分の隣の車のナンバーくらい覚えているでしょうから。</p>	<p>1月22日付でお問合せいただいた件につきまして、回答が遅くなり、申し訳ございません。</p> <p>いただいたご意見は吹田警察とも共有させていただきました。</p> <p>引き続き、危険を感じた場合には速やかに通報していただきますようお願いいたします。</p>	危機管理室	R6.1.22	R6.2.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	続-92。「大谷翔平選手から野球のグローブ」の吹田市の現状は?。&要望。	<p>アメリカのメジャーリーグで活躍中の大谷翔平選手が、全国の小学校に野球のグローブを寄贈で、…の報道がありました。</p> <p>・大阪府の北摂地域の7市、2町での状況は、能勢町・池田市・箕面市・豊中市・摂津市では、「年末から今月にかけて届いた」…の内容が、市長さん、学校長さん、市の広聴課の方々が報告されています。</p> <p>Q1:吹田市には、グローブが届いているのでしょうか?。届いているのであれば、いつですか?。</p> <p>Q2:児童たちの反応はどうか。画像を市のHPに掲出願います。</p> <p>Q3:届いた小学校では、児童に対して、大谷翔平選手からのメッセージ「野球しようぜ!」をどのように伝えられましたでしょうか?。</p> <p>・大谷選手からの手紙も同封されており、「この3つの野球グローブは学校への寄付となります。それ以上に私は、このグローブが、私たちの次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボルとなることを望んでいます。」と書かれている…との事。</p> <p>・某小学校では、このメッセージをコピーして、全児童に配布…の報道が。</p> <p>Q4:吹田市の後藤市長さんは、20年くらいピッチャーをされていて野球少年の理解者。また、ずっとクリンナップ打っておられたとの事。二刀流の先駆けか?。</p> <p>後藤市長さんへのお願ひ、児童たちに「大谷翔平選手の想ひ・願ひに対して、メッセージ」をぜひお願い致します。</p>	<p>Q1について 本市における大谷翔平選手から寄贈されたグローブの現状につきましては、1月17日(水)に本市教育委員会に全小学校分のグローブが届き、同月18日(木)と19日(金)の2日間で全小学校に届けました。その様子については、吹田市公認のFacebookとLINE VOOMIにて掲載させていただいております。</p> <p>Q2について 寄贈された多くの学校から、「子供たちはとても喜んでいた。」という話は聞いております。今後Facebookや吹田市動画配信チャンネルにおいて配信を行う予定にしております。</p> <p>Q3について 各校では、全校集会などで子供たちに大谷翔平選手からのメッセージを紹介しております。また、グローブの活用方法につきましては、大谷翔平選手の思いを尊重し、全ての児童が関われるよう、クラス毎に順番に使用できるように回す、児童会活動等を通して主体的に活用方法を定める等、各校には周知しています。</p> <p>Q4について 市長へは本市に到着後速やかに報告しております。市長からの児童へのメッセージにつきましては、発信は予定しておりませんがグローブの寄贈先である市教育委員会が今後も引き続き使用の状況等の情報発信に努めて参ります。</p>	学校教育室	R6.1.29	R6.2.7
7	北千里小学校跡地複合施設の計画概要・ワークショップなどの書類が市のウェブサイトから削除されています2	<p>1月26日に頂いた回答が回答になっておりません。</p> <p>私の意見、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような意見があったか、意見が反映されたかを検証するために必要です。市の判断の透明性を損ないます</li> <li>・公民館と図書館を一体化させたことによる不都合を懸念する意見など、現在起きている問題を指摘している意見もあります。市にとって都合の悪い意見を隠蔽しようとしていると捉えられます</li> <li>・何の連絡もなく削除するのは不親切です</li> <li>・ファイルサイズは微々たるものであり、削除する理由になりません</li> <li>・市民の意見を尊重していません</li> <li>・市民の知る権利を損ないます</li> </ul> <p>に対して回答してください。 ※何度も同じことを書かせないでください。時間の無駄です。</p>	<p>北千里小学校跡地複合施設の計画概要等につきましては、当該施設が令和4年11月に供用開始し、計画が完了したため、ホームページから削除いたしました。当該施設につきましては、いただいた御意見も参考にし、管理運営をしております。供用開始後1年が経過し、昨年12月末時点で約40万人を超える多くの方々にご利用いただいております。今後も市民の皆様からの御意見を参考にいたしながら、より良い施設となるよう努めてまいります。なお、御要望の書類等につきましては、「公文書公開請求」の手続きをしていただくことで、ご覧いただけます。</p>	まなびの支援課	R6.1.26	R6.2.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	市議会議員のすいたん著作権侵害について 市民に謝罪してください	<p>上記の件について、著作権侵害であることは中学生程度の学力でもわかるにもかかわらず、市役所職員は「わからない」とふざけた回答をし、抗議をはぐらかし続けましたが、未だに市民に対して謝罪していません。著作権法の条文は平易であり、判例も明確に揃っています。文科省のサイトなどで、子供でもわかるよう解説されています。これでわからないのであれば中学生未満の学力なため、市役所の職員として働くことはできません。</p> <p>働く能力があるというのであれば、「わからない」と言い張ったのは虚偽であり市民を愚弄した行為です。市民に対し謝罪してください。</p> <p>また、職員は訓告という一番軽い処分を受けましたが、この問題について後藤市長は監査請求の前から把握していたのかを明らかにしてください。把握していて職員に著作権侵害だと指示しなかったのであれば、市長も同罪であり、市長が処分を受けないのは不当です。</p>	<p>今回の事案につきましては、著作権に関する誤った法解釈により、適切な管理ができておらず、市民の方々にご心配をおかけしましたことを、重く受け止め深く反省しております。</p> <p>令和5年7月12日に市長に報告しておりますが、当時、すいたんの二次創作物の利用につきましては、すいたんを広く使っていただきたい思いから、利用許諾を求めていなかったことやそのルールを定めていなかったこと等から、本市が著作権を主張できる範囲ではないと誤った解釈をしていたものです。</p>	シティプロモーション推進室	R6.1.30	R6.2.9
9	小学校の倉庫について	<p>市内の小学校で簡易な倉庫が校舎の下などに設置されています。近隣の地域活動の倉庫なら理解できますが、野球やサッカーなどで利用している団体の道具が入った団体の倉庫が設置されています。</p> <p>もし、可能であれば倉庫を設置し、道具を置かせて頂きたいのですが、無理であれば、今置いてある団体との扱いが不公平になると思います。</p>	<p>学校に倉庫を設置するなど、学校施設を学校教育目的以外に使用する場合には、以下の2点の場合に許可を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育上支障がない</li> <li>2 社会教育やその他公共のため</li> </ol> <p>具体例としまして、選挙の投票所、市が実施している事業である危機管理室の備蓄倉庫や文化スポーツ推進室の学校開放事業による開放用倉庫の設置等になります。</p> <p>倉庫の設置については、学校長の同意を得ることと、事業を所管する担当部署にその必要性を認めてもらうとともに、担当部署から学校管理課へ倉庫設置の許可申請をしていただく必要があります。</p>	学校管理課	R6.1.30	R6.2.13
10	〇〇の猫による被害がひどいのでなんとかしてほしい！みんな困っている！	<p>〇〇に最近、野良猫が住み着いておりバイクや自転車のカバーの上に乗ったり、下に降り込んでマーキングのおしっこをしているようです。</p> <p>最近、自転車やバイクに油のようなものをかけられる被害が頻発し警察に110番通報すると、おまわりさんからこんなにやられていて誰か見当がつかないのなら、人間でなく猫かもしれないとのことだったので駐輪場の巡回を強化していました。</p> <p>するとある日の午前中、よく猫が乗っているバイクのカバーの下の布のようなものに少しだけ水分がありました。これかと思ひ、拭いてみると私のバイクにかけられたものと同じ色、臭い。そしてそのときカバーの下から1匹の茶色い太った猫がでてきて上の駐車場の方に走って行きました。</p> <p>これで私の自転車やバイクに嫌がらせをしていた犯人は猫であることが確定しました。</p> <p>猫の被害については他にも困っている人が大勢います。</p> <p>自治体によっては猫避けの超音波機器を貸し出しているとのことなので吹田市でも保健所でぜひ貸し出して欲しいと思っています。</p> <p>レモンの汁を薄めてスプレーしたりカバーの上にトゲトゲを置いたりしていますが、また入り込まれています。</p> <p>今日見に行った時は特にひどくバイクのシートに座っていたようで人のものではない明らかに細い毛が何本も落ちていました。猫が乗っている証拠です。</p> <p>この前はバイクのシートの上を叩くとフロント部分から猫が飛び出したのでコラーと叫びましたが、まだ学習していないのか居座っているようです。</p> <p>希望者には猫避けの超音波機器の貸し出しをお願いします。</p>	<p>超音波猫忌避装置につきましては、本市でも2週間の貸し出しを行っておりますのでご利用ください。その他の糞尿対策等につきましてもホームページに詳しく掲載しておりますのでご参考にしてください。</p> <p><a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1018506/1018507/1015351.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1018506/1018507/1015351.html</a></p>	衛生管理課	R6.2.9	R6.2.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	<p>続-87-2。新年1月1日の能登半島の巨大地震による被災地への吹田市の救援・支援活動についての要望。</p>	<p>1月5日投稿で、1月23日に回答あり。⇒A:市ホームページ「令和6年能登半島地震の支援等について」にて発信しております。          ⇒府下の多くの市では、1月2日からHPに支援情報を発信。吹田市は1月5日に発信で有り、AMIに投稿したものです。          1)危機管理室のサイトは、支援内容が文字情報のみであり、他市のような現地での活動状況の画像が全く無く市民には、分かりません。          ⇒消防本部のサイトを見ると、「緊急消防援助隊の派遣について」のサイトには現地での活動の様子の画像が有りやと分かりました。          ⇒危機管理室のサイトの救助活動の項の所に、「緊急消防援助隊の派遣について」のリンク先の貼付けをされたし。          ※現地での活動は、余震があり、降雪・雨天の中、気温も低く、道路状況も悪い中での活動です。ほんとうにご苦労様です。          ⇒危機管理室は吹田市としての、緊急消防援助隊の労苦を市民に知らせる役務が…。現状では、市民は消防本部のサイトを見られる方は少ないと思います。          ⇒吹田市内で、もし非常災害が発生した場合に、市民への情報発信が上記のように縦割り組織での発信は、市民は混乱します。危機管理室の意識改革が必要と思います。          ※広報課は、市の考えの情報提供ではなく、市民が知りたい情報にも目を配りHPの維持・運営を願います。          ⇒添付画像。能登地震支援。左:吹田市。右:豊中市。          2)能登の地震による被災者への市営住宅の提供について。          ・吹田市の「支援対策本部会議内容の“今後の予定”」について、市営住宅の目的外使用による被災者の受け入れについて大阪府から照会があり、受け入れ可能戸数:5戸と回答。          ⇒豊中市、茨木市は、1月19日に市のHPで避難者への市営住宅の提供案内(具体的な手続き)をされています。          ・両市のように市民に被災地に縁戚者(高齢者など)がおられたら、呼び寄せ &amp; 支援の判断がし易く、市民の目に早く触れれば、スピード感のある支援が出来ると思います。大阪市では、既に入居済みの報道が。          ・吹田市の現状は大阪府からの連絡待ち。⇒速やかにHPへの掲出が良いと考えます。          ⇒添付画像。能登地震支援。左:吹田市。右:豊中市+市営住宅提供。           ※添付の画像は別メールにて送信。           ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について          能登半島地震への支援等について、各詳細ページへのリンク掲載は次回更新時に反映させていただきます。          (担当:危機管理室)</p> <p>2)について          令和6年能登半島地震の被災者の受け入れについては、大阪府が大規模な受け入れ体制を表明しており、吹田市内の住戸も含め府営住宅100戸(大阪市・民間賃貸住宅を含めると計300戸)を準備しています。また、ニュース等でも取り上げられ、広く周知が図られている状況です。          一方で、本市においては、5戸の市営住宅を提供可能な住戸として御用意しておりますが、即入居できる住戸は2戸のみであり、現時点では、大阪府と連携を図りながら、必要とされる方に御提供することが望ましいと考えております。          ホームページでの受け入れ体制の御案内につきましては、今後の被災者支援の方向性を踏まえ、検討して参ります。          (担当:住宅政策室)</p>	<p>危機管理室、住宅政策室</p>	<p>R6.1.30</p>	<p>R6.2.15</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	保育園入所申込について	<p>夫婦ともに正社員フルタイム勤務ですが保育園に落選しました。急ぎ小規模や認可外等を探していますが、岸部近辺は小規模、認可外が少なく空きもありません。最近はこの辺りも新しいマンションや戸建てが増え、子どもの数がかなり増えてきています。近々、この辺りに新しく保育園を増やしたり、各保育園の定員を増やす等の予定はあるのでしょうか？また、見学の際、保育士の方に聞いたのですが、令和6年度4月の申込が例年おおよそ3000のところ3300超だったと聞きました。300の受け皿はどう対応される予定でしょうか？育休期間も限りがありますし、現状ですと保育園に入れるかとても不安な毎日です。</p> <p>また、勤続年数での加点はどういった意図があるのでしょうか？近年転職等よくある話ですが、転職したことで不利になるとは思いませんでした。正社員として働いていますし、そもそも子どもの保育園にはあまり関係がないように思います。今後、加点項目の見直しをご検討願います。</p>	<p>この度は、御希望の施設利用が叶わず、御負担をお掛けいたしております。</p> <p>まず、保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、整備計画に基づき、保育施設の整備などを計画的に進めております。お住いの地域(岸部・片山地域)については、未就学児の人口は減少していることから、現在策定しております令和2年度から令和6年度までの整備計画においては、新たな保育施設の整備計画はございません。なお、令和7年度からの整備計画の策定に当たりましては、今後のニーズ調査の結果等も踏まえ、必要な整備量の確保について、適切に対応してまいります。</p> <p>次に、従来からの本市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を新たに設けておりますが、利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂戴しました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有させていただきますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R6.2.5	R6.2.15
13	続-93.こども発達支援センターの屋根に草(高さ約1m)が何本も生えています。	<p>屋根が損傷しないうちに、除草が必要。草の根っこは強力です。 ⇒添付画像。(地表・高所から撮影) Q:施設の外観の点検頻度、直近の点検月日を教えてください。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市立こども発達支援センターは、毎年、建築基準法に基づく建築設備点検を実施しており、今年度の点検日は7月9日です。</p> <p>屋根の外観は点検対象ではないため、点検業者からの指摘はありませんでしたが、今回のお声をいただき、すぐに除草対応を行いました。</p>	こども発達支援センター	R6.2.14	R6.2.15
14	吹田市社協パワハラについて	<p>私は吹田市在住で様々なボランティアを行っております。昨年末に吹田市社協の局長がパワハラを職員に行っていた記事を新聞で知りました。大変驚きました。先日、市のイベントにその局長が出席されていてさらに驚きました。こっそり聞けば謝罪も降格もなくそのまま働いているということでした。吹田市社協は地域の福祉を守る、弱い立場の人を助ける団体だと思っていました。パワハラを行う局長がそのまま局長として働いて良いのでしょうか？市役所は社協を指導しないのでしょうか？</p>	<p>この度の吹田市社会福祉協議会に関する一連の報道について、市としては、独立した社会福祉法人である同協議会に対して、直接指導する立場にはありませんが、法人として、今後は全職員を対象にした研修を定期的開催することや第三者によるハラスメント相談窓口の設置等、再発防止に向けて積極的に取り組んでいく旨を聞いております。市としては、引き続き、業務等に影響がないよう同法人に対して助言等を行ってまいります。</p>	福祉総務室	R6.1.29	R6.2.16

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせについて(2)	<p>早々に回答いただき、ありがとうございます。</p> <p>回答を読ませていただき、すぐにというわけではなく、一定の期間の中で、当該財源相当額を有効活用するということが分かりました。そうであるならば、新たな疑問が三点ありますのでお伺いします。</p> <p>一つ目の疑問は、直近では、障がい者医療費助成の縮小があって、その時も、同じようなことを言っていたと思いますが、その活用実績をお教えてください。まだ活用実績がないのであれば、または相当額にはまだまだ満たないのであれば、障がい者福祉年金の廃止をしなくても、その時の財源相当額で、持続可能な障がい福祉サービスの構築に資することができるのではないですか。</p> <p>二つ目は、当該財源相当額ということはかなり額の額と恐れ、しかも持続可能ということであれば、一定の期間継続するものと考えると一大プロジェクトと考えますが、それはどのようなものですか。そもそも近年の財政事情の中でそのような高額の一大プロジェクトは可能なことなのか。</p> <p>三つ目は、一つ目、二つ目の疑問から当該財源相当額を有効活用することの実現可能性がほぼほに等しいと思われることを市のホームページのお知らせに掲載してもいいのですか。検討するという言葉だけで、そのほかに何の保証も全くないことを市民と約束することですか。それはあまりにも無責任であり、誠意がないことではないですか。</p>	<p>障がい者医療費助成の縮小と、その後の障がい者(児)に係る制度・施策の充実化との財源上の関連性について、明確にするのは困難ですが、今後、持続可能な障がい福祉サービスの構築に際しては、現行の現金給付制度を見直していく必要があることから、このたび障がい者福祉年金を廃止するものです。</p> <p>当該財源相当額の用途につきましては、前回御回答申し上げたとおり、優先順位等を検討のうえ、持続可能な障がい福祉サービスの構築に資するよう有効に活用してまいります。</p> <p>最後に、1月16日に公開したホームページでのお知らせは、障がい者福祉年金の廃止と、今後の財源活用に関する市の考え方を示したものであり、「実現可能性がほぼほに等しい」内容を掲載しているものではありません。</p>	障がい福祉室	R6.1.29	R6.2.16
16	施設予約について	<p>公共施設の予約についてなのですが、WEB上で予約できない施設や当日までに直接施設で入金しないといけないシステムに大変不便を感じています。できれば全施設振り込みで予約完了出来るようにして頂きたいです。</p> <p>ちなみに私が利用している施設は17:30で終了します。</p> <p>仕事をしながら17:30迄に直接施設に伺う事が難しいです。たまたま出勤前に予約に行きますが、手順に時間がかかり、遅刻しそうになります。</p> <p>どうか改善して下さい。よろしく申し上げます。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。市では公共施設の空き状況の確認や予約が行える、施設予約システムを導入しております。対象施設につきましては、今後、施設を所管する部署と調整し、拡大を図ってまいります。</p> <p>また、本年度、システムを改修し、使用料をオンラインでクレジットカードにて決済ができる仕組みを導入予定です。規定類などのルール整備も含めて、今後も利便性を高めてまいります。</p>	情報政策室	R6.2.9	R6.2.16
17	吹田市社会福祉協議会パワハラについて	<p>吹田市社協でのパワハラに関してネットに10年を超えるパワハラだと書かれていた。ひどいパワハラに対してあまりにも軽い処分であるため、公表できないのではないかと。その間、市役所は全く社協のパワハラを指導しなかったのか？宝塚と同じ構造で、親会社が知らないと言うのは簡単だが職員が働いてる吹田市民のために税金で働いてる…市役所が知らないとは言えないはず。きちんとした処罰を与え、体制を変える。10年も同じ体制が続くから空気が変わらない…パワハラが起こるのではないかと？</p> <p>市役所は業務の委託先法人としてきちんと情報公開を求めると書かれていたがどのように求めたのか？どのような返事だったのか？そして今も社協は取材に対応していないのはなぜなのか？情報公開をして反省して体制を変えて再発させるべきである。</p>	<p>吹田市社会福祉協議会にはハラスメントに関する処分内容及び再発防止策について文書での提出を求めました。同法人のホームページにおいても報告書が掲載されており、今後は再発防止に向けて、法人として研修や第三者によるハラスメント相談窓口の設置等の取組を進めていくと聞きしております。また、同法人の行った懲戒処分に対して、市が設立に関わった外郭団体とはいえ、独立した法人に対して第三者である市が指導できる立場にはありませんので、市としては業務に影響がないよう助言する必要があると考えています。</p>	福祉総務室	R6.1.31	R6.2.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	障害者手帳の更新について	障害者手帳の更新の期日がわからなくて、過ぎてしまい、手続きに診断書や書類を用意しなくてはいけないので、交付まで時間がかかりました。前もって、連絡があるとそういうことがないと思います。 なんらかの方法で連絡してもらえるとありがたいのですが、検討お願いします。	精神障害者保健福祉手帳は2年毎の更新となっており、毎月約150件ほどの対象者がいるため、現時点でそのような対応はしていませんが、今後の事務改善の参考として承っております。	障がい福祉室	R6.2.14	R6.2.19
19	ナンバーのないバイクがゆらら藤白台付近を走っていたことについて	2月14日15時45分頃、府営藤白台12棟から14棟がある駐車場付近でナンバーのないバイクをヤンキー風の若い男2人が乗っていた。 違反なので検挙をお願いします。近辺に止めている可能性が高いです。ちなみに右折で駐車場に入って先で左折していったので14棟の人間かもしれません。	お問い合わせいただいた、ナンバーのないバイクがゆらら藤白台付近を走っていたことについて、吹田警察署へ情報を共有してまいります。	総務交通室	R6.2.15	R6.2.19
20	江坂前の迷惑行為に対して	江坂ローソン前の道路で居酒屋のキャッチかと思われる男性2.3名がいつも道路の真ん中で勧誘もせず立っただけでとても人の交通を妨げています。階段が時には止まり、危険性も増えています。 普通に道の端で営業しているなら何も思いませんが、ただただ、道の真ん中でたむろしているだけでずっとしゃべったままです。 混雑している駅でもあるため、そういった人の流れを止める行為は注意していただきたいです。歩道の半分はその方で塞がっている毎日です。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.2.19	R6.2.19
21	続-92. 新年1月1日の能登半島の巨大地震に関連して、吹田市と友好都市である2町で津波警報が発令されており、被災確認・影響の有無は？	友好都市である“福井県若狭町(震度4)”および“兵庫県香美町(震度3)”であり、地震による影響は無いと考えられますが、津波警報が発令されており被災状況の確認は、されましたでしょうか？ ⇒添付画像。(震度・津波警報) ・個人に置き換えれば、仲の良い友人には「どうやった？。大丈夫か？」と問い合わせをします。 ⇒都市魅力部 文化スポーツ推進室は、確認をされましたでしょうか？。 ・万が一、支援が必要であれば、吹田市に於いて支援の体制が必要となります。  ※添付画像は別メールにて送信。  ※写真については、公表しておりません。	吹田市の友好都市とは災害時の相互応援協定を締結しており、地震等の災害発生時には災害規模や被害状況に応じて危機管理室から連絡を行っています。	危機管理室	R6.2.13	R6.2.20

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	<p>千里ニュータウンプラザ8階 千里市民センター多目的ルームの階下への騒音</p> <p>8階の多目的ルームでバレエなどの運動を行っています、その衝撃が下の7階の公民館視聴覚室に大きい音と振動で響いています。工事に等しい大きさです。 多目的ルームの床は浮床という方式で防音してるとのことですが、これは以下にあるようにバレエの振動を防ぐには十分とはいえません。 <a href="https://www.onzai.or.jp/pdf/new/gijutsu201103_1.pdf">https://www.onzai.or.jp/pdf/new/gijutsu201103_1.pdf</a> &amp; 一般的な浮床工法ではあまり効果が期待できない場合も多い</p> <p>多目的ルームは激しい運動を想定して作られていません。バレエなどの使用は不適切です。以下の対策を採るべきです。 ・激しい運動は体育館に誘導する ・激しい運動を行うときは視聴覚室を使用していないときにする</p> <p>やり取りの時間を節約するために想定問答を記しておきます。</p> <p>A. 問題のある音量ではない X. 音量を測って公開してください。おおむね80dB以上が騒音です</p> <p>A. 今までそんなクレームはなかった X. 多くの人は面倒を避けてクレームをしません。顕在している問題は氷山の一角であり、その奥に見えない問題がたくさん潜在していると考えるのがビジネスの標準です(『TQMの基本』p. 22 二科技連出版社)。某芸能事務所のスキャンダルが長年黙殺されてきたことを想起してください。</p> <p>問題ないとするのであれば、市の他の施設で同様の騒音を出しても制止できないということになりますので、慎重にご判断ください。 また、数ヶ月前からこの件を指摘しているにもかかわらず、現場の音を確認せず「問題なし」と主張する千里市民センターの職員は、職務怠慢であると指摘しておきます。</p>	<p>千里ニュータウンプラザの7階公民館視聴覚室をご利用の際に、千里市民センターが所管する8階多目的ルームのバレエなどの運動により発生された大きな音と振動で御不快な思いをされましたことにつきましてお詫び申し上げます。 多目的ルームの床は建物の基礎になる床の上に緩衝材を挟み込み二重床にすることで振動による音を伝わりにくくする浮床構造で会議・研修会のほか、ダンスや演舞等の軽スポーツや簡単な音楽発表会が行える設備となっていますが、今後は多目的ルームを利用する団体に対し、大きな音や振動が下階の公民館視聴覚室へ響くことがないように注意を徹底してまいりますので御理解の程よろしくおねがいします。</p>	市民自治推進室	R6.1.30	R6.2.22
23	<p>糸田川の汚染について</p> <p>最近糸田川の水が汚染していて白く濁っています。どこからか汚染水を放出しているのかどうか、その原因を調べてください。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R6.2.26	R6.2.26
24	<p>北千里のピアノ池付近での歩きタバコについて</p> <p>2月5日10時45分頃、藤白台のピアノ池に並行する制限30キロの市道で上は緑、下は黒のズボンの大学生～20代後半くらいの若者が歩きタバコをしていた。 また最近増えている歩きタバコ案件。 さらなる張り紙の強化、禁煙の広報活動などしてほしい。 北千里駅周辺には相変わらずタバコのポイ捨てが多いし何をやっているんだという状況だ。</p>	<p>いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R6.2.15	R6.2.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	北千里駅の禁煙地区での喫煙について	<p>2月11日5時30分頃、北千里駅の旧ピーコックへ向かう階段(カメラ屋の隣)でヤンキー風の若い男2人が喫煙していた。 宝くじ売り場付近まで匂いが漂っており非常に迷惑だった。 一人は金髪で一人は黒髪。そのうちの金髪の男は自転車で藤白台幼稚園方面に向かって走って行った。 二次喫煙、三次喫煙が問題化しているのに未だに吸っている現状。 最近、ガラの悪い連中がどんどん入ってきている。この状況はコロナ禍で一層悪化した。 府営住宅を建て替えるときに他所から入れるなどあれだけ警告したのに他所から入れて治安が悪化し何の意味もなしていない。 このような素行不良の連中を排除し安心安全な吹田を実現してほしい。</p>	<p>北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員により現場確認を行い、喫煙マナー向上に向けて啓発活動を実施しております。今後も不定期ではありますが、啓発活動を継続してまいります。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R6.2.15	R6.2.27
26	北千里駅ロータリーでの喫煙について(禁煙地区です)	<p>2月13日17時30分頃、北千里駅ロータリーの千里一番付近で上下黒の40~60代くらいの男が喫煙していた。 当該地区は禁煙地域である。喫煙所がそばにあるがはみ出での喫煙は違反はずだ。 そもそも喫煙所で喫煙していてもディオスの2階を通ると下からタバコの匂いが漂って来て迷惑だ。 千里一番の付近には、はみ出して喫煙しないよう張り紙をお願いします。</p>	<p>北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員により喫煙所の利用等の喫煙マナー向上に向けて啓発活動を実施しております。今後も不定期ではありますが、啓発活動を継続してまいります。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R6.2.15	R6.2.28
27	藤白台の府営5棟から1棟付近での歩きタバコについて	<p>2月13日18時09分頃、府営吹田藤白台5棟から1棟、そして藤白台1丁目一時停止の交差点に向かって上下黒の白髪の60~80代くらいの男が、上は青、下は黒で帽子をかぶった奥さんらしき人と一緒に歩いており、歩きタバコもしていた。 当方タバコを手に持った状態の証拠動画を撮影している。 今回で4件目だ。どれだけひどいんだ。最近見ないので通報活動も少し休んでいたが、今月はとんでもなく増えている状況だ。 府営住宅の住人である可能性が高いので、府営住宅全域に歩きタバコ禁止の張り紙をお願いします。 本当に迷惑しています！</p>	<p>いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。 また、広聴担当から本件の情報を大阪府へ提供いたしました。</p>	環境政策室	R6.2.15	R6.2.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	統-93-2。こども発達支援センターの屋根に草(高さ約1m)が何本も生えています。	<p>2月14日に投稿で、2月15日に回答を頂きました。「毎年、建築設備点検を実施しており、屋根の外観は点検対象ではないため、点検業者からの指摘はありませんでしたが、すぐに除草対応を行いました。」</p> <p>・個人的な考えですが、毎年点検をされているとの事ですが、屋根については、点検対象外との事。</p> <p>Q: 毎年の定期点検以外の施設の安全確認が必要と考えます。</p> <p>⇒ 極論ですが毎年点検の日だけが異常が無いだけで、翌日に地震や台風(飛来物)などによる異常が生じた場合の施設の安全が確認されない事になります。</p> <p>・元日に能登半島で巨大な地震があり、吹田市は震度4です。震度4は吹田市では、対策本部の設置…となっており施設の点検が必要なレベルと思います。</p> <p>⇒ 添付画像。能登地震(1月1日)。大阪府北部(吹田市)震度-4。</p> <p>・現場は、日常での通行でも明らかに発見できます。⇒ 添付画像-2(除草前後)</p> <p>※多くの園児や職員の安全を守るためにも、また再発防止や施設の異常発見時の早期手配など、危機管理意識が必要。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>前回のご回答が分かりにくく、申し訳ありませんでした。</p> <p>事業者による建築設備点検は毎年1回の実施ですが、施設管理を行う職員が、日々の業務を通じて目視による点検を行っています。</p> <p>故障箇所があれば、適宜対応してまいりましたが、屋根の外観は気づかなかったため、先日のご指摘を受けてすぐに対応いたしました。</p> <p>今後も適切な施設管理に努めてまいります。</p>	こども発達支援センター	R6.2.26	R6.2.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	<p>統-87-3. 新年1月1日の能登半島の巨大地震による被災地への吹田市の救援・支援活動についての要望。</p> <p>1) 吹田市の令和6年能登半島地震の支援等について1月30日に、消防本部からの派遣による活動状況のリンク先を貼って、市民が支援先の情報や、消防署員の活動内容の広報を要望しましたが、未だです。 ⇒水道部が、2月5日に能登に出発し、活動しておられますが、危機管理室のサイトには、2月9日現在、まだ、記載されていません(1月24日のままです)。雪の中で活動されているのに・・・ ・水道部が市のHPの新着情報に2月5日に掲出されましたが、現在は下の方に線り下がって市民の目に触れにくくなっています。 Q1:なぜ、リンク先を貼られないのでしょうか。水道部の活動の記載が無いのは何故ですか？ 2) 市職員の現地派遣以外に、被災者の支援項目について北摂の6市(除く吹田市)の状況は、多くの項目が記載されています。 Q2:吹田市として、被災された2次避難者への想定される支援項目の取組みを速やかにされたら・・・ 【他市の支援項目】 ・バスポート手数料の減免(外務省) ・予防接種の取扱い、新型コロナウイルスワクチン接種 ・特例貸付(緊急小口資金) ・石川県外に避難されている情報登録。石川県珠洲市への寄附金の代理受付 ・被災された方への支援総合窓口 ・福祉や生活全般に関する相談窓口 ・水道料金および下水道使用料の減免 ・子ども服、自転車、バス無料乗車券の提供(豊中市) ・市立豊中病院の初診時選定療養費の免除(豊中市) ・罹災証明書の申請支援 ・妊婦・乳幼児、未就学児、こどもの一時預かり、小・中学生への支援(豊中市) ・児童生徒の受け入れ(就学援助費の支給) ・転入手続き、マイナンバーカードの電子証明書 ・生活保護制度 ・一部負担金の減免(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療) ・障がい福祉サービス ⇒関連添付画像(池田市、箕面市、豊中市、摂津市、茨木市、高槻市の支援サイト) ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>能登半島地震への支援活動ページへのリンクにつきましては、2月16日に掲載させていただきました。 また、吹田市に避難された被災者への支援は現在のところ個別対応を行っておりますが、頂きましたご意見につきましては参考とさせていただきます。</p>	危機管理室	R6.2.13	R6.2.29
30	<p>ゆりの木公園の看板について</p> <p>今日お昼すぎにゆりの木公園へ行ったら、喫煙や犬の糞についての看板が全て抜き取られ4枚分が無造作にブランコ横に置かれていましたがそれは市の方が作業されたものでしょうか？ でも木の棒の先は尖っていて危険ですし、そのまま放置されることはあまりないかなと思いました。ちなみに先週木曜日は特に変わりありませんでした。 もうこの件をどなたかが連絡されているかもしれませんが、念の為お伝えしておきます。 週明けは特にポイ捨ての吸い殻が多いですし、看板があっても子供たちが遊んでいるすぐそばで喫煙する人たちもまだまだ多く居ますので、また看板を設置してほしいです！ よろしくお祈りします。</p>	<p>注意看板は吹田市で抜いたものではございません。現地確認し、再設置いたしました。</p>	公園みどり室	R6.2.27	R6.2.29